

沖縄市監査委員事務局障がい者活躍推進計画

令和2年4月

機関名	沖縄市監査委員事務局
任命権者	沖縄市代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
沖縄市監査委員事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>沖縄市監査委員事務局においては、職員総数5人の小規模な機関であり、これまで障がい者の配置を行った実績はあるものの、障がい者の配置について組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> <p>また、当該機関で勤務する全ての職員が出向者であり、採用を行っていないことから、障がい者の配置については、人事担当機関との調整を要することが課題として挙げられる。</p>
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解の促進を図るとともに、人事担当機関と調整を図り、障がいのある職員の配置について協議を行っていく。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として監査委員事務局長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口については、人事担当機関の窓口を利用することとし、当該機関は、人事担当機関と連携を図りサポート体制の充実に努める。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、人事担当機関と協議を行い、委任ができる規定の整備を行う。また、委任の有無に関わらず、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習の優先的な受講に努める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者から従来の業務遂行が困難である等の相談があった場合は、人事担当機関及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談等を活用することによって、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握する。なお、措置を講じる必要があるとされる場合は、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切な実施に努め、継続的な措置を行っていく。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。